

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

○産業廃棄物処理施設設置の許可の申請があった件	六一
○土地改良区の定款の変更を認可した件	六一
○県営土地改良事業計画を定めた件	六一
○県営土地改良事業計画を変更した件	六一
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件	六一
○保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	六一
○保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	六一
○道路の供用を開始する件	六一
○急傾斜地崩壊危険区域として指定する件二件	六一
公 告	
○大規模小売店舗立地法による廃止の届出があった件	六一
○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件	六一
○浸水想定区域を指定した件二件	六一
○随意契約の相手方を決定した件三件	六一
福島県警察本部	
○落札者を決定した件二件	六一

告 示

福島県告示第七百三十八号
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第十五条第二項の規定により産業廃棄物処理施設を設置しようとする者から許可の申請があったので、次のとおり告示する。その申請書及び同条第三項に規定する当

該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を縦覧に供する。
 なお、この申請に関し利害関係を有する者は、法第十五条第六項の規定により、意見を提出することができる。
 令和五年十二月十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 申請及び申請書等の縦覧に係る事項
 - 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
株式会社まるさセンター 代表取締役 佐藤 光正
 - 2 福島県南相馬市原町区上北高平字入道畑百二十五番地一
福島県南相馬市原町区上北高平字入道畑百二十五番地一
福島県南相馬市鹿島区寺内字横峯三百一番二
 - 3 産業廃棄物処理施設の種類の種類
産業廃棄物処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第三号に規定する汚泥の焼却施設兼同条第五号に規定する廃油の焼却施設兼同条第八号に規定する廃プラスチック類の焼却施設兼同条第十三号の二に規定する産業廃棄物の焼却施設 一基
 - 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
 - (一) 産業廃棄物
 - (1) 燃え殻
 - (2) 汚泥
 - (3) 廃油
 - (4) 廃酸
 - (5) 廃アルカリ
 - (6) 廃プラスチック類
 - (7) 紙くず
 - (8) 木くず
 - (9) 繊維くず
 - (10) 動物植物性残さ
 - (11) 動物系固形不要物
 - (12) ゴムくず
 - (13) 金属くず
 - (14) ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
 - (15) がれき類
 - (16) ばいじん
 - (二) 特別管理産業廃棄物
 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるもの

(2) 感染力産業廃棄物を除く。

5 申請年月日

令和五年十二月一日

6 縦覧場所

(一) 福島県相双地方振興局県民環境部環境課

福島県南相馬市原町区錦町一丁目三十番地

(二) 南相馬市市民生活部環境政策課

福島県南相馬市原町区本町二丁目二十七番地

7 縦覧期間及び縦覧時間

令和五年十二月十九日から令和六年一月十九日まで(福島県の休日を定める条例(平成元年福島県条例第七号)に規定する県の休日を除く。)の午前九時から午後五時まで

二 意見書の提出に係る事項

1 提出期限

令和六年二月三日

2 提出先

福島県相双地方振興局県民環境部環境課

福島県南相馬市原町区錦町一丁目三十番地

3 意見書の記載事項(いずれも日本語で記載すること。)

(一) 提出しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(二) 対象事業の名称

(三) 具体的な利害関係の内容

(四) 生活環境の保全上の見地からの意見

(産業廃棄物課)

福島県告示第七百三十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、四時川沿岸土地改良区から令和五年十一月二十四日付けで申請のあった定款の変更について、同年十二月六日認可した。

令和五年十二月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)

福島県告示第七百四十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、古磯部地区に係る農村地域防災減災事業(用排水施設等整備事業(湛水防除事業))を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十二月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和五年十二月二十日から

令和六年一月九日まで

三 縦覧の場所

相馬市役所

(農村計画課)

福島県告示第七百四十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、原町東地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十二月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和五年十二月二十日から

令和六年一月九日まで

三 縦覧の場所

南相馬市役所

(農村計画課)

福島県告示第七百四十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和五年十二月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

田村郡三春町大字斎藤字惣角地七九の一から七九の三まで、八二の一、八二の二

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、三春町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
田村郡三春町大字斎藤字大日向一七〇の一、一七〇の二、一七一、一七二の一、一七二の二、一七三の一、一七三の二、一七四から一八四まで、一八五の一、一八五の二、一八六、一八六の二、一八七の一、一八七の二、一八八、一八八の二
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、三春町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 三1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
田村郡三春町大字込木字大志田二七二の一、字川平一〇二の一、一〇三の一、一四八
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、三春町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 四1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
田村郡三春町大字込木字大志田二三六の一、二三六の三、大字柴原字杉山一五二
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、三春町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 五1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
田村郡三春町大字柴原字大平二四九の一
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、三春町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 六1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
田村郡三春町字馬場二二の一、二三九の一、二四〇、二四六
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、三春町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 七1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
田村郡三春町大字御祭字館ノ腰一二〇の一、一二一から一二七まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、三春町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度

八1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

田村郡三春町大字富沢字垣ノ内三八二の二、三八五から三八八まで、三八九の一

保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、三春町森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

九1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

田村郡三春町字師範場六五の一

保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、三春町森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

十1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

田村郡三春町大字青石字鍋石五三の一、五四、五六

保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、三春町森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び三春町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七百四十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を埒町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和五年十二月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

鈴木重孝 陣野光男 鈴木敏彦

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(令和五年福島県告示第六百七十三号)によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第七百四十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を石川町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和五年十二月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

添田鳥之助 大串幸子 三森光二 三森勇 添田喜男

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(令和五年農林水産省告示第千四百七十号)によるこ

と。

(森林保全課)

福島県告示第七百四十五号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和五年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和五年十二月十九日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道社田浅川線	白河市表郷八幡字石前四八番一地从先から 同 市表郷八幡字宮下六六番三地从先まで	令和五年十二月二日

(道路計画課)

福島県告示第七百四十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。
 令和五年十二月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称
 樺館
 福島市大森字北御手 一点 北緯三七度四三分三一秒八〇二四
 東経一四〇度二六分〇五秒六三〇一
- 2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示
 次に掲げる地番の土地に存する一点から十七点までを順次結んだ線及び十七点と一点を結んだ線に囲まれた土地の区域
 同 市大森字樺館 二点 北緯三七度四三分三一秒七七三三
 東経一四〇度二六分〇三秒八五四四
 十番 三点 北緯三七度四三分三一秒一九三五
 東経一四〇度二六分〇三秒八二七五
 十番 四点 北緯三七度四三分三一秒七二二七
 東経一四〇度二六分〇三秒九二四三

十番 五点

十番 六点

十番 七点

十番 八点

十九番 九点

十番 十点

二十番 十一点

二十三番 十二点

二十六番二 十三点

二十六番二 十四点

六番二 十五点

六番一 十六点

同 市大森字北御手 十七点

三十七番

北緯三七度四三分三一秒八八七二

東経一四〇度二六分〇六秒一六四六

北緯三七度四三分三一秒四三一一〇

東経一四〇度二六分〇六秒七五一一三

北緯三七度四三分三一秒四三〇〇七

東経一四〇度二六分〇六秒五〇〇九

北緯三七度四三分三一秒八八七二

東経一四〇度二六分〇六秒一六四六

北緯三七度四三分三一秒四三一一〇

東経一四〇度二六分〇六秒七五一一三

北緯三七度四三分三一秒四三〇〇七

東経一四〇度二六分〇六秒五〇〇九

同 市大森字樺館 二点

東経一四〇度二六分〇三秒八二七五

北緯三七度四三分三一秒七二二七

東経一四〇度二六分〇三秒九二四三

同 市大森字樺館 二点

東経一四〇度二六分〇三秒八二七五

北緯三七度四三分三一秒七二二七

東経一四〇度二六分〇三秒九二四三

同 市大森字樺館 二点

東経一四〇度二六分〇三秒八二七五

北緯三七度四三分三一秒七二二七

(砂防課)

福島県告示第七百四十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。
 令和五年十二月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称
 柏崎
 福島市大森字北御手 一点 北緯三七度四三分三一秒八八七二
 東経一四〇度二六分〇六秒一六四六
- 2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示
 次に掲げる地番の土地に存する一点から十五点までを順次結んだ線及び十五点と一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

公告第二百四十五号

公 告

伊達郡川俣町字柏崎 八十四番一	一点	北緯三七度三九分四三秒二七八九 東經一四〇度三五分四八秒六〇四六
同 郡同 町大字東福沢字池ノ入山 一番二	二点	北緯三七度三九分四二秒九二二六 東經一四〇度三五分四九秒一七三七
一番二	三点	北緯三七度三九分四一秒八九九〇 東經一四〇度三五分四九秒七六一〇
一番一	四点	北緯三七度三九分四一秒四二八九 東經一四〇度三五分四九秒五四八四
一番一	五点	北緯三七度三九分四〇秒七七三六 東經一四〇度三五分四八秒九四四六
一番一	六点	北緯三七度三九分四〇秒二一一七 東經一四〇度三五分四八秒五四一〇
一番一	七点	北緯三七度三九分三九秒七六〇四 東經一四〇度三五分四八秒〇七三五
二番	八点	北緯三七度三九分三九秒四三一一 東經一四〇度三五分四七秒九九五八
二番	九点	北緯三七度三九分三九秒三三九五 東經一四〇度三五分四六秒九八四九
同 郡同 町字柏崎 九十番	十点	北緯三七度三九分三九秒一七五七 東經一四〇度三五分四五秒八六八二
八十九番五	十一点	北緯三七度三九分三九秒九二六二 東經一四〇度三五分四五秒八七七〇
八十九番一	十二点	北緯三七度三九分四〇秒一二九七 東經一四〇度三五分四六秒三八四四
八十五番三	十三点	北緯三七度三九分四一秒四七一四 東經一四〇度三五分四七秒二九五九
八十五番四	十四点	北緯三七度三九分四一秒〇八五八 東經一四〇度三五分四七秒七九三五
八十二番七	十五点	北緯三七度三九分四一秒四三九九 東經一四〇度三五分四八秒一一二九

(砂 防 課)

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号) 第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。
令和五年十二月十九日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 内堀雅雄
アミューズパーク福島 福島県福島市黒岩字堂ノ後七十八番地ほか
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計 千四百九十二平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計 零平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日 令和五年十二月十二日
- 五 届出年月日 令和五年十二月八日
- 六 届出をした者 株式会社ケー・エス・シー

(商業まちづくり課)

公告第二百四十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
令和五年十二月十九日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称 浅川町土地改良区	退任した役員 氏名	住所
役別	近藤 勇	石川郡浅川町大字太田輪字二渡四〇番地
理事	生田目 源一	同 郡同 町大字山白石字破石一八四番地
同	小宅 公男	同 郡同 町大字里白石字寺ノ前一三番地
同	須藤 文雄	同 郡同 町大字大草字滝ノ沢一一七番地
同	岡部 庫吉	同 郡同 町大字滝輪字蔵石二八番地
同	兼子 和憲	同 郡同 町大字箕輪字坂ノ前四七番地
同	佐藤 博	同 郡同 町大字山白石字橋上沢一二〇番地
就任した役員 氏名		住所
役別	生田目 豊	石川郡浅川町大字福貴作字宮ノ前二二一番地
理事	根本 和美	同 郡同 町大字畑田字畑田二四番地の一
同	酒井 秀忠	同 郡同 町大字滝輪字森下一九番地

同 須藤 政則 同 郡同 町大字大草字岡野内一六番地
 同 鈴木 勝志 同 郡同 町大字山白石字石ノ田和四五番地
 同 八木沼 重和 同 郡同 町大字小貫字新屋敷五五番地
 同 兼子 長一 同 郡同 町大字箕輪字山敷田五二番地の四
 同 矢吹 みゆき 同 郡同 町大字東大畑字裏門一一二番地の三

(農村計画課)

公告第二百四十七号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第二項第三号の規定により、宮古川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県喜多方建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和五年十二月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(河川整備課)

公告第二百四十八号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第二項第三号の規定により、外面川、千歳川、矢祭川、根小屋川及び黒川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県南建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和五年十二月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(河川整備課)

公告第249号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務(白河都市環境センター)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則(令和2年福島県規則第37号)第225条第1項の規定により公告する。

令和5年12月19日

福島県中流域下水道建設事務所長 福 地 敏 弘

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬業務(白河都市環境センター) 10,950 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年10月20日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社鮫川リサイクル 福島県須賀川市横山町83番地
- 5 随意契約に係る契約金額
5,500円(1 t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

公告第250号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務(白河都市環境センター)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下

「特例政令」という。)第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則(令和2年福島県規則第37号)第225条第1項の規定により公告する。

令和5年12月19日

福島県県中流域下水道建設事務所長 福地 敏 弘

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務(白河都市環境センター) 10,950 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年10月20日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本環境株式会社 東京都港区芝三丁目15番15号櫻井ビル8階
- 5 随意契約に係る契約金額
14,080円(1 t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

公告第251号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務(県中浄化センター)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則(令和2年福島県規則第37号)第225条第1項の規定により公告する。

令和5年12月19日

福島県県中流域下水道建設事務所長 福地 敏 弘

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務(県中浄化センター) 10,950 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年11月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本環境株式会社 東京都港区芝三丁目15番15号櫻井ビル8階
- 5 随意契約に係る契約金額
16,500円(1 t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

福島県警察本部公告第87号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける運転免許申請自動受付装置の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年12月19日

福島県警察本部長 若田 英

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
運転免許申請自動受付装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町5番75号
- 3 落札者を決定した日
令和5年11月7日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ジー・アイ・システム 福井県坂井市坂井町宮領58字20-3
- 5 落札金額
48,730,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年9月22日

(会計課)

福島県警察本部公告第88号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける運転免許業務端末機器等の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条

及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年12月19日

福島県警察本部長 若 田 英

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
運転免許業務端末機器等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町5番75号
- 3 落札者を決定した日
令和5年10月31日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目15番3号
- 5 落札金額
282,598,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年9月12日

(会 計 課)